

医療法施行規則の一部を改正する省令について

1 改正の概要

- 医療計画における療養病床及び一般病床に係る基準病床数については、平成12年の医療法改正により、同法施行令で定める日から、「療養病床・一般病床全体で一つの算定式により算出した数が標準」となっているものを「療養病床と一般病床の種別に応じて算定した数の合計数を標準」とするもの。
「医療計画の見直し等に関する検討会」を踏まえ、同法施行令で定める日を定めることに伴い、算定式をそれぞれ定めるもの。
- 医療計画における結核病床に係る基準病床数については、病床数、病床利用率及び平均在院日数の地域格差が大きく、また、病床利用率が低率であること等を踏まえ、「都道府県の区域ごとに結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の提供を図るため必要なものとして都道府県知事が定める数」とするもの。

2 改正の内容

医療法施行規則第30条の30に規定する療養病床・一般病床、精神病床及び結核病床に係る基準病床数の算定方法を改正する。

3 公布日

平成17年5月1日

4 施行日

平成18年4月1日

○ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）

（傍線の部分は改正部分）

改

正

後

（基準病床数の算定）
第三十条の三十（略）

一 療養病床及び一般病床 前条第一号に規定する区域ごとに別表第六の一の項に掲げる式によりそれぞれの病床の種別に応じ算定した数の合計数。この場合において、同一都道府県における当該数の合計数は、別表第六の二の項に掲げる式により算定する当該数の合計数は、別表第六の二の項に掲げる式により算定した数の当該同一都道府県における合計数（当該都道府県の区域以外の区域に所在する病院（療養病床を有する診療所を含む。以下この号において同じ。）の入院患者のうち当該都道府県の区域に住所を有する者の数（以下「都道府県外入院患者数」という。）が当該都道府県の区域に所在する病院の入院患者のうち当該都道府県の区域に住所を有する者の数（以下「都道府県外入院患者数」という。）が当該都道府県の区域に所在する病院の入院患者のうち当該都道府県の区域に住所を有する者の数（以下「都道府県外入院患者数」という。）よりも大きい都道府県にあつては、当該合計数に都道府県外入院患者数から都道府県内入院患者数を控除した数の三分の一を限度として都道府県知事が適当と認める数（以下「流出超過加算数」という。）を加えて得た数）を超えないものとする。

改 正 後

（基準病床数の算定）
第三十条の三十（略）

一 療養病床及び一般病床 前条第一号に規定する区域ごとに別表第六の一の項に掲げる式により療養病床及び一般病床の総数に関し算定した数。この場合において、同一都道府県における当該数の合計数は、別表第六の二の項に掲げる式により算定した数の当該同一都道府県における合計数（当該都道府県の区域に住所を有する者の数（以下「都道府県外入院患者数」という。）が当該都道府県の区域に所在する病院の入院患者のうち当該都道府県の区域に住所を有する者の数（以下「都道府県外入院患者数」という。）よりも大きい都道府県にあつては、当該合計数に都道府県外入院患者数から都道府県内入院患者数を控除した数を厚生労働大臣の定める病床利用率（以下「病床利用率」という。）で除して得た数に平均在院日数の推移を勘案して厚生労働大臣が定める率（以下「平均在院日数推移率」という。）を乗じて得た数の三分の一を限度として都道府県知事が適当と認める数（以下「流出超過加算数」という。）を加えて得た数）を超えないものとする。

二 精神病床 都道府県の区域ごとに別表第六の三の項に掲げる式により算定した数。この場合において、当該区域に所在する病院の入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数が別表第六の四の項に掲げる式により算定した数を下回る区域においては、都道府県外入院患者数を厚生労働大臣の定める病床利用率で除して得た数の三分の一を限度として都道府県知事が適当と認める数を加えることができるものとする。

二 精神病床 都道府県の区域ごとに別表第六の三の項に掲げる式により算定した数。この場合において、当該区域に所在する病院の入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数（以下「居住入院患者数」という。）が別表第六の四の項に掲げる式により算定した数を下回る区域においては、都道府県外入院患者数を病床利用率で除して得た数の三分の一を限度として都道府県知事が適当と認める数を加えることができるものとする。

三 結核病床 都道府県の区域ごとに結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の提供を図るため必要なものとして都道府県知事が定める数

四 (略)

式により算定した数。この場合において、居住入院患者数が別表第六の四の項に掲げる式により算定した数を下回る区域においては、都道府県外入院患者数を病床利用率で除して得た数の三分の一を限度として都道府県知事が適当と認める数を加えることができるものとする。

四 (略)

別表第六 (第三十条の三十関係)

項	式
I	$\Sigma A_1 B_1 - G + C_1 - D_1, \Sigma A_1 B_2 \times F_1 + C_2 - D_2$
E ₁	$+ E_2$
II	$\Sigma A_1 B_1 - G + \Sigma A_1 B_2 \times F_1$
E ₁	$+ E_2$
III	$(\Sigma A_2 B_3 + C_3 - D_3) \times F_2, \Sigma I (1 - J) + K - L$
E ₃	$+ E_4$
IV	$\Sigma A_2 B_4$
備考	Jの表における式において、A ₁ 、A ₂ 、B ₁ 、B ₂ 、B ₃ 、B ₄ 、C ₁ 、C ₂ 、C ₃ 、D ₁ 、D ₂ 、D ₃ 、E ₁ 、E ₂ 、E ₃ 、E ₄ 、F ₁ 、F ₂ 、G ₁ 、H ₁ 、I ₁ 、J ₁ 、K及びLは、それぞれ次の値を表すものとする。

別表第六

項	式
I	$\Sigma A B' + C' - D'$
E	$\times F + G$
II	$\Sigma A B',$
E	$\times F$
III	$\Sigma A B + C - D$
E	
IV	$\Sigma A B$
備考	Jの表における式において、A、B、B'、C、C'、D、D'、E及びGは、それぞれ次の値を表すものとする。

A ₁	当該区域の性別及び年齢階級別人口
A ₂	当該都道府県の年齢階級別人口
B ₁	厚生労働大臣が定める性別及び年齢階級別の長期療養入院・入所需要率を上限として、当該区域において長期療養に係る医療又は介護を必要とする者の数等を勘案して都道府県知事が定める率
B ₂	厚生労働大臣が定める当該区域の属する都道府県の区域を含む地方ブロック（厚生労働大臣が都道府県の区域を単位として全国の区域を区分して定めるものをいう。）の性別及び年齢階級別入院率（以下「地方ブロック率」という。）
B ₃	厚生労働大臣が定める当該都道府県の年齢階級別精神病床新規入院率（当該年に入院した患者の数を当該都道府県の人口で除した率をいう。）
B ₄	厚生労働大臣が定める当該都道府県の年齢階級別精神病床入院率
C ₁	0以上流入療養患者数（当該区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち当該区域以外の区域に住所を有する者の数をいう。以下同じ。）以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数。ただし、都道府県知事が、当該

A	当該区域の性別及び年齢階級別人口
B	厚生労働大臣の定める当該区域の属する都道府県の区域を含む地方ブロック（厚生労働大臣が都道府県の区域を単位として全国の区域を区分して定めるものをいう。）の性別及び年齢階級別入院率（以下「地方ブロック率」という。）
B'	次に掲げる場合に応じそれに定める率
a	厚生労働大臣が定める当該都道府県の性別及び年齢階級別入院率（以下「都道府県率」という。）が厚生労働大臣が各都道府県の性別及び年齢階級別入院率の分布状況を勘案して定める性別及び年齢階級別入院率（以下「全国基準率」という。）以上の場合 全国基準率
b	都道府県率が全国基準率未満の場合 都道府県率と地方ブロック率の範囲内で都道府県知事が都道府県の区域を単位として定める率。ただし、当該率は、全国基準率を超えないものとする。
c	当該区域に所在する病院の入院患者のうち当該区域以外の区域に住所を有する者の数
C	0以上C以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

区域における医療の確保のために必要があるときは、流入療養患者数を超えて当該事情を勘案した数を加えることができる。

C₂ 0以上流入一般患者数（当該区域に所在する病院的一般病床における入院患者のうち当該区域以外の区域に住所を有する者の数をいう。以下同じ。）以下の範囲内で当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数。ただし、都道府県知事が、当該区域における医療の確保のために必要があるときは、流入一般患者数を超えて当該事情を勘案した数を加えることができる。

C₃ 当該都道府県に所在する病院の精神病床における入院患者のうち当該都道府県以外の都道府県に住所を有する者の数

D₁ 0以上当該区域以外の区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

D₂ 0以上当該区域以外の区域に所在する病院の一般病床における入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

D₃ 当該都道府県以外に所在する病院の精神病床における入院患者のうち当該都道府県に住所を有する者の数

E 厚生労働大臣が定める療養病床に係る病床利用率

D 当該区域以外の区域に所在する病院の入院患者のうち当該区域に住所を有する者の数

D' 0以上D以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

E 病床利用率

E ₂	厚生労働大臣が定める一般病床に係る病床利用率
E ₃	入院期間が一年未満である者について厚生労働大臣が定める精神病床に係る病床利用率
E ₄	入院期間が一年以上である者について厚生労働大臣が定める精神病床に係る病床利用率
F ₁	厚生労働大臣が当該区域の属する都道府県の区域を含む各地方ブロックの平均在院日数の分布状況を勘案して定める平均在院日数を上限として、当該都道府県の平均在院日数の状況等を勘案して都道府県知事が定める数
F ₂	次の各号に規定する値を平均した値を標準として都道府県知事が定める値。ただし、第一号の値が第二号の値を下回る都道府県については、第一号の値とする。
G	当該区域に所在する介護施設（介護療養型医療施設を除く。）に入所している者の数を下限として、当該区域における今後の介護サービスの進展等を勘案して都道府県知事が定める数
H	0以上流出超過加算数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数
I	当該都道府県における入院期間が一年以上である年齢階級別入院患者の数
J	次の各号に規定する値を平均した値を標準として都道府知事が定める値。ただし、第一号の値が第二号の値を

F	平均在院日数推移率
G	0以上流出超過加算数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

上回る都道府県にあつては、第一号の値とする。

一 厚生労働大臣が定める当該都道府県の入院期間が一年以上である入院患者の年齢階級別年間退院率（入院期間が一年以上の患者のうち当該年において退院した患者の数を入院期間が一年以上の患者の数で除した率をいう。）

二 全国の退院率の目標値として厚生労働大臣が定める値

K 当該年において入院期間が一年に達した入院患者の数
L 退院する長期入院患者数の目標値として厚生労働大臣が定めるところにより算定する数